

# 重要事項説明書

(居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所)

(令和8年4月1日現在)

## 1 事業所設置者

- (1) 法人名 特定非営利活動法人ケアプランセンターあすか
- (2) 所在地 三重県熊野市飛鳥町小阪 321
- (3) 電話番号 0597 (84) 0133
- (4) 代表者氏名 富田 啓暢

## 2 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所・指定介護予防支援事業所
- (2) 事業所名称 ケアプランセンターあすか
- (3) 所在地 三重県熊野市久生屋町 573
- (4) 電話番号 0597(88)2077 FAX 番号 0597(88)2078
- (5) 管理者氏名 水杉 容子
- (6) 事業の目的及び運営方針

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した生活を営むために、利用者の選択に基づいて必要な介護サービス等が適切に利用できるよう計画を作成し、関係機関・その他社会資源と連携を図ります。

### (7) 事業の主な実施地域

三重県熊野市・御浜町・紀宝町・和歌山県新宮市

### (8) 営業日及び営業時間

営業日は土・日曜日・祝日・年末年始(12月30日より1月3日)を除く毎日とする。

営業時間は午前9時より午後5時までとする。時間外でも電話で対応は可能としています。

## 3 職員の体制

職 種	常 勤	非常勤	職 務 内 容
(1) 管理者	1名		管理業務
(2) 主任介護支援専門員	5名		居宅介護支援・介護予防支援等の業務
(3) 介護支援専門員	5名		居宅介護支援・介護予防支援等の業務
(4) 事務員		1名	同上の補助業務

## 4、提供する居宅介護支援・介護予防支援等の内容

要介護・要支援認定をうけた利用者の自立した生活の支援のため、下記の業務(ケアマネジメント)を行います。また提供するケアマネジメントの評価を行い、常にその改善を図ります。

- ・利用者の生活全般の解決すべき課題を把握(アセスメント)・介護サービス計画(ケアプラン)の作成
- ・サービス担当者会議の開催・計画の実施状況の把握(モニタリング)・介護認定申請等の代行等。

## 5、契約時の説明(居宅サービス事業所を選ぶにあたって)

利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることができます。また、当該事業所をケアプランに位置付けた理由について説明を求めることができます。

## 6、サービス内容に関する苦情

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

当事業所相談・苦情担当 管理者(介護支援専門員) 水杉 容子

相談・苦情の連絡先 電話 0597-88-2077 FAX 0597-88-2078

介護サービスに関する公的な相談・苦情窓口に次のようなものがあります。

三重県国民健康保険団体連合会 059-222-4165

和歌山県国民健康保険団体連合会 073-427-4662

紀南介護保険広域連合 0597-89-6001

新宮市介護保険課 0735-23-3346

その他お住まいの市町の介護保険係

#### 7、利用料

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、当社からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日当該市町村の窓口提出しますと、全額払戻を受けられます。

#### 8、交通費

前記2の(7)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

#### 9、解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、料金はかかりません。

#### 10、秘密保持

職員は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密をもらすことがないように徹底します。また、これは職員であったものが退職後も同様のものとします。

#### 11、事業計画等の公開

事業計画、財務内容等は希望者の閲覧に供するものとします。

#### ○担当介護支援専門員

氏名： \_\_\_\_\_

連絡先： \_\_\_\_\_

令和 年 月 日

指定居宅介護支援・介護予防支援等の提供の開始にあたり、事業者は、本書面により重要事項の説明を行い、利用者はこれを了承しました。

指定居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所

三重県熊野市久生屋町573 ケアプランセンターあすか

印

説明者 氏名

印

利用者 住所  
氏名

印

代理人 住所

氏名

印